

公益社団法人 福島県視覚障がい者福祉協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県視覚障がい者福祉協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、視覚障がい者が自立した社会生活を営むため、移動支援及び文化・スポーツ並びに就労支援などに関する各種事業を行い、視覚障がい者の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 視覚障がい者の自立及び社会参加支援のための情報の提供に関する事業
- (2) 視覚障がい者の社会参加を支援する各種研修会に関する事業
- (3) 視覚障がい者の情報技術の習得及び活用に関する事業
- (4) 視覚障がい者の自立を促進するための生活相談及び生活用具の活用に関する事業
- (5) 視覚障がい者の文化・スポーツの振興に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成のために必要な事業

2 前項の事業は、福島県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の会員)

第5条 この法人は、第4条に規定する事業に賛同する県内に在住する視覚障がい者並びにそれを支援する個人及び団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(構成員の種別)

第7条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した視覚障がい者
- (2) 賛助会員 この法人の行う事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という。)上の会員とする。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、この法人の会員は、毎年総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 会費の額、納入方法等は総会の議決を経て、正会員、賛助会員の別に定める。
(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の4分の3以上の決議により、これを除名することができる。

- (1) 会費を2年以上納入しないとき。
- (2) この定款その他の規則に違反したとき。
- (3) この法人の事業を妨げ、名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会の一週間前までに書面をもって、その旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

2 会員は、資格を喪失しても未履行の義務は、これを免れることができない。また、既納の会費及び拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会は、次の事項を決議しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項(当該事項が役員等の選任、役員報酬等、事業の全部譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要(確定していない場合はその旨)を含む。)

(3) 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、並びに総会参考書類に記載すべき事項

(4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

4 会長は、総会の日前 1 週間前までに、正会員に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使できることとするときは 2 週間前までに通知を発しなければならない。

5 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、法人法第 41 条第 1 項に規定する次の書類を添付しなければならない。

(1) 総会参考書類

(2) 議決権行使書面

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 人につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 総会に出席しない正会員は、委任状その他代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

(書面による議決権の行使)

第 20 条 総会に出席しない正会員が、書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない正会員は、第 15 条第 5 項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 18 条に定める出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 前項の書面の締切は、総会の日時の直前の業務時間の終了時とする。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員配置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 15人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち 1 人を会長とし、3 人を副会長、1 人を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事及び監事にあつてはそれぞれ 1 人を限度とし、正会員以外の者を総会の決議によって理事又は監事に選任することができる。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(特定の役員員数制限)

第 24 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特別の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 会長、副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 カ月超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 30 条 この法人に名誉会長及び顧問 3 名以内を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第 31 条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席して、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 38 条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 条）（以下「認定法」という。）第 5 条第 16 号に定める公益目的を行うために不可欠な財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第 42 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 43 条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。事務職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織、内部の管理に必要な規則、その他必要事項等については、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合、(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 カ月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補 則

(委任)

第 49 条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 条）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は阿曾幸夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 基本財産（第 38 条関係）

財産種別	財 産 の 内 容
金融財産	ゆうちょ銀行 定期預金